

2019年4月25日

お客さま各位

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

「プロミスカード会員規約」「ローン規約」一部改定のお知らせ

いつもプロミスをご利用いただき、ありがとうございます。

2019年6月3日より、「プロミスカード会員規約」および「ローン規約」を一部改定いたします。改定にあたり、下記のとおりお知らせいたします。

※改定後の規約は2019年6月3日より適用されます。なお、本規約の改定によるお客さまの取引への影響はありません。

記

1. 改定日

2019年6月3日（月）

2. 改定する条項

（1）プロミスカード会員規約

- 第29条（犯罪による収益の移転防止に関する表明および保証等）
- 第31条（規定等の変更）
- 第32条（プロミスカードの発行および取扱等）

（2）ローン規約

- 第22条（犯罪による収益の移転防止に関する表明および保証等）
- 第24条（規定等の変更）
- 第25条（プロミスカードの発行および取扱等）

詳細につきましては、次頁以降に掲載する新旧対照表をご確認ください。



■ 携帯電話・PHSからもご利用可能です。

■新旧対照表（プロミスカード会員規約）

（赤字下線部が変更箇所）

改定前	改定後
<p>（省略）</p> <p>第 29 条（犯罪による収益の移転防止に関する表明および保証等）</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）および関連する政省令に定める次の <u>（追記）</u> いずれにも該当しないことを表明し保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族（事実婚による配偶者を含む）である者。</p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。</p> <p><u>④（追記）</u></p> <p><u>⑤（追記）</u></p> <p><u>⑥（追記）</u></p> <p>2. お客様は、前項各号のいずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>3. お客様が第 1 項各号のいずれかに該当したとき、当社は、第 3 条の規定にかかわらず、あらたな借入を停止することができます。</p> <p>（省略）</p>	<p>（省略）</p> <p>第 29 条（犯罪による収益の移転防止に関する表明および保証等）</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）および関連する政省令に定める次の <u>第 1 号から第 3 号、ならびに国連安保理決議等の国際的な要請等にもとづき規制を受ける第 4 号から第 6 号の</u> いずれにも該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族（事実婚による配偶者を含む）である者。</p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。</p> <p><u>④本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。</u></p> <p><u>⑤米国財務省外国資産管理室（O F A C）により制裁措置の対象として指定されている者。</u></p> <p><u>⑥前号または前々号の対象者と取引を行う者。</u></p> <p>2. お客様は、前項 <u>第 1 号から第 3 号</u> のいずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>3. お客様が第 1 項各号のいずれかに該当したとき、当社は、第 3 条の規定にかかわらず、あらたな借入を停止することができます。</p> <p>（省略）</p>

第 31 条 （規定等の変更）

1. 当社が本規約の内容を変更した場合、当社は、変更内容をお客様に通知または当社が相当と認める方法により公告します。
2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後、30 日が経過したことをもって、当社は、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。

第 32 条 （プロミスカードの発行および取扱等）

（省略）

6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。（追記）

（省略）

第 31 条 （規定等の変更）

1. 当社は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。
①変更内容がお客様の一般の利益に適合するとき。
②変更内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項にもとづいて本規約を変更する場合、変更内容および変更日を当社のホームページ（<https://cyber.promise.co.jp/>）にて公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知または公表します。なお、前項第 2 号にもとづく変更の場合、当社は、通知または公表を変更日の 30 日以上前に行います。

第 32 条 （プロミスカードの発行および取扱等）

（省略）

6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。ただし、お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。

（省略）

■新旧対照表（ローン規約）

（赤字下線部が変更箇所）

改定前	改定後
<p>（省略）</p> <p>第 22 条（犯罪による収益の移転防止に関する表明および保証等）</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）および関連する政省令に定める次の <u>（追記）</u> いずれにも該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族（事実婚による配偶者を含む）である者。</p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。</p> <p><u>④（追記）</u></p> <p><u>⑤（追記）</u></p> <p><u>⑥（追記）</u></p> <p>2. お客様は、前項各号のいずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>（省略）</p>	<p>（省略）</p> <p>第 22 条（犯罪による収益の移転防止に関する表明および保証等）</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）および関連する政省令に定める次の <u>第 1 号から第 3 号、ならびに国連安保理決議等の国際的な要請等にもとつき規制を受ける第 4 から第 6 号の</u> いずれにも該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族（事実婚による配偶者を含む）である者。</p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。</p> <p><u>④本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。</u></p> <p><u>⑤米国財務省外国資産管理室（OFAC）により制裁措置の対象として指定されている者。</u></p> <p><u>⑥前号または前々号に定める者と取引を行う者。</u></p> <p>2. お客様は、前項 <u>第 1 号から第 3 号の</u> いずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>（省略）</p>

第 24 条（規定等の変更）

1. 当社が本規約の内容を変更した場合、当社は、変更内容をお客様に通知または当社が相当と認める方法により公告します。
2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後、30 日が経過したことをもって、当社は、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。

第 25 条（プロミスカードの発行および取扱等）

（省略）

6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。（追記）

（省略）

第 24 条（規定等の変更）

1. 当社は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。
 - ① 変更内容がお客様の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項にもとづいて本規約を変更する場合、変更内容および変更日を当社のホームページ（<https://cyber.promise.co.jp/>）にて公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知または公表します。なお、前項第 2 号にもとづく変更の場合、当社は、通知または公表を変更日の 30 日以上前に行います。

第 25 条（プロミスカードの発行および取扱等）

（省略）

6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。ただし、お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。

（省略）

以上